

令和6年第4回竜王町議会定例会（第1号）

令和6年12月2日

午後1時00分開会

於 議 場

1 議 事 日 程（第1日）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第68号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例

日程第 4 議第69号 竜王町税条例の一部を改正する条例

日程第 5 議第70号 令和6年度竜王町一般会計補正予算（第7号）

日程第 6 議第71号 令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
補正予算（第3号）

日程第 7 議第72号 令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）
補正予算（第2号）

日程第 8 議第73号 令和6年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 9 議第74号 令和6年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議第75号 令和6年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第11 議第76号 令和6年度竜王町下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第12 議員派遣について

2 会議に出席した議員（12名）

1番	中村 匡希	2番	三宅 政仁
3番	若井 政彦	4番	大橋 裕子
5番	鎌田 勝治	6番	橋 せつ子
7番	澤田 満夫	8番	磯部 俊男
9番	内山 英作	10番	森島 芳男
11番	山田 義明	12番	小西 久次

3 会議に欠席した議員（なし）

4 会議録署名議員

3番	若井 政彦	4番	大橋 裕子
----	-------	----	-------

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	西田 秀治	教育委員会教育長	甲津 和寿
副町長	杼木 栄司	総務主監	関司 明德
住民福祉主監	川嶋 正明	産業建設主監	井口 清幸
会計管理者	寺本 育美	総務課長	町田 啓司
未来創造課長	岩田 宏之	中心核整備課長	森 徳男
税務課長	奥 敏和	生活安全課長	富田 尚弘
住民課長	臼井由美子	福祉課長	中原 江理
健康推進課長	野村 博嗣	自立支援課長	小森久美子
農業振興課長	中島 孝之	商工観光課長	西村 忠晃
建設計画課長	中西 政也	上下水道課長	越智 裕彰
教育次長兼	森岡 道友	学校教育課長	安食 敬
教育総務課長			
生涯学習課長	山中 知樹		

6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	寺嶋 要	書	記 井村奈緒美
--------	------	---	---------

開会 午後1時00分

○議長（小西久次） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は12人です。よって、定足数に達していますので、これより令和6年第4回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申出がございますので、これを認めることにいたします。

西田町長。

○町長（西田秀治） 皆さん、こんにちは。令和6年竜王町議会第4回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席いただき厚くお礼を申し上げます。

師走を迎え、冬の寒気が身にしみる頃となりました。

さて、令和2年11月25日に本町職員が官製談合防止法違反で逮捕されてから4年が経過いたしました。役職員自らが事件の当事者にならないため、また、組織の仲間を守るためにも、コンプライアンス意識の醸成は必須であることから、本年度も全職員を対象に研修を実施いたしました。研修をきっかけとして、役職員自身や職場環境を再点検する機会となりますよう、定例的に進めてまいります。また、本不祥事を決して風化させることなく、職員の法令遵守意識が低下することのないよう、再発防止策に掲げた内容を継続して行ってまいります。

次に、令和6年度人事院勧告を受けまして、公務員の給与改定、また、物価高騰対策として、低所得世帯に対する給付金等の補正予算について閣議決定されました。本町におきましても引き続き、国や県の動向を注視し、必要な施策や事務処理等について遅滞なく対応してまいります。

次に、令和7年度の予算編成でございますが、「明るく元気で活力あふれる強いまち竜王町」、「次世代に誇れるまち竜王町」づくりを柱とし、第六次総合計画で定めた、10年後のあるべき姿「若者も暮らしたい 希望かなえる 輝竜の郷 ～心弾む 新時代へのチャレンジ～」の実現に向けた施策を引き続き推進してまいります。

令和7年度は町制施行70周年の年となりますことから、竜王小学校の移転建築を含む中心核整備事業の推進、滋賀国スポ大会の開催等を予定している中で、物価高騰の影響等によりこれまで以上の財政需要の増加が見込まれることから、前例踏襲によることなく、より踏み込んだ事業の取捨選択や見直し等を全庁挙げ

て取り組むこととしております。

最後になりますが、本定例会では、法律の改正に伴う条例の改正及び補正予算を上程させていただきます。これら提案申し上げます案件につきまして慎重なる御審議を賜り、適切な御結論をいただきますようお願い申し上げ、開会に当たりましたの御挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小西久次） これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に、専決処分報告書、議会諸般報告書並びに竜王町議会会議規則第126条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いいたします。

ここで、議会諸般報告書の中から一部を御報告申し上げます。

去る10月21日に、令和7年度県予算並びに施策に関する要望活動として、各町の議長より滋賀県知事、副知事及び各部長と面談を行い、取りまとめました要望書を手渡しました。

また、11月13日から14日にかけて、蒲生郡町村議会議長会で国への要望活動を行いました。要望活動は、地方創生担当大臣及び財務大臣と面談を行い、竜王町と日野町の課題等について要望させていただき、提出してまいりました。竜王町からは、地方創生の実現に向けた交付金制度等の拡充、財政支援について要望いたしました。

さて、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第 1 会議録署名議員の指名**

**○議長（小西久次）** それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

竜王町議会会議規則第125条の規定により、3番 若井政彦議員、4番 大橋裕子議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 会期の決定

○議長（小西久次） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月23日までの22日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日

から12月23日までの22日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思っておりますので、御協力のほどお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 3 議第 68号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例**

**日程第 4 議第 69号 竜王町税条例の一部を改正する条例**

**日程第 5 議第 70号 令和6年度竜王町一般会計補正予算（第7号）**

**日程第 6 議第 71号 令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）**

**日程第 7 議第 72号 令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）**

**日程第 8 議第 73号 令和6年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）**

**日程第 9 議第 74号 令和6年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）**

**日程第10 議第 75号 令和6年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）**

**日程第11 議第 76号 令和6年度竜王町下水道事業会計補正予算（第2号）**

○議長（小西久次） 日程第3 議第68号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例から日程第11 議第76号、令和6年度竜王町下水道事業会計補正予算（第2号）までの9議案を一括議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま一括上程いただきました議第68号から議第76号までの各議案について、提案理由を申し上げます。

議第68号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により、懲役及び禁錮が新たに拘禁刑として単一化されることから、罰則や欠格要件等を定める本町の条例につきまして、一括して改正するものでございます。

次に、議第69号、竜王町税条例の一部を改正する条例につきましては、公益信託制度の見直し等を行う地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第70号、令和6年度竜王町一般会計補正予算（第7号）につきまし

ては、現在お認めをいただいております補正予算（第6号）までの歳入歳出予算額が99億7,483万8,000円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ10億5,958万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億3,442万2,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の主な内容としまして、ふるさと納税において寄附の増加を見込んでいることから、歳入予算としまして、未来につなぐふるさと交電寄附金を増額しております。あわせまして、歳出予算としまして、寄附金の増額について、未来につなぐふるさと交電基金への積立金を増額するとともに、返礼品等に要する経費を増額するものでございます。これに加えて、令和6年度末までに事業が完了できない見込みとなっているもの等について繰越明許費の追加を、債務負担行為については早期に事業着手したいことから追加を、地方債については追加及び限度額を変更するものでございます。

次に、議第71号、令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が12億6,498万7,000円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ506万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,004万7,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の主な内容としましては、歳出補正予算におきまして、前年度における補助金等の実績報告による精算金を返還する必要があることから、過年度保険給付費等交付金特別交付金（保険者努力支援分）返還金を増額するとともに、歳入補正予算におきましては、前年度からの繰越金を増額するものでございます。

次に、議第72号、令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）につきましては、医科におきまして、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が310万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ9万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ319万9,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容としましては、歳出補正予算におきまして、あえんぼクリニック内のトイレ建具の修繕を行うことから、修繕費（維持補修費）を増額するものでございます。

歯科におきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予

算額が5,877万2,000円でございます。今回、この総額から歳入歳出それぞれ6万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,884万1,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容につきましては、歳出予算におきまして、前年度における保険給付費等交付金特別交付金（保健事業分）を返還するため、他会計繰出金を増額するものでございます。

次に、議第73号、令和6年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が6,170万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ59万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,229万6,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳出予算におきまして、物価高騰の対策に伴い資材費を増額するとともに、歳入予算におきまして、資材費の増額分に係る一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

次に、議第74号、令和6年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が9億9,019万3,000円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ22万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,041万4,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の主な内容としましては、歳出予算におきまして、施設介護サービス給付費の増額及び地域密着型介護サービス給付費の減額をするとともに、歳入予算におきまして、歳出予算の補正に伴い国・県等の負担分についてそれぞれ補正するものでございます。

次に、議第75号、令和6年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、令和6年度竜王町水道事業会計の第3条で定めました収益的支出の既決予定額3億3,886万2,000円に17万円を追加し、3億3,903万2,000円に、また、第4条で定めました資本的収入の既決予定額2億5,600万円に152万1,000円を追加し、2億5,752万1,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容といたしましては、収益的支出につきましては、営業費用の原水及び浄水費を17万円増額するものでございます。資本的収入につきましては、他会計負担金152万1,000円を増額するものでございます。

次に、議第76号、令和6年度竜王町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、令和6年度竜王町下水道事業会計予算の第3条で定めました収益的支出の既決予定額5億926万4,000円に109万円を追加し、5億1,035万4,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容といたしましては、管渠費及び処理場費109万円増額するものでございます。

以上、議第68号から議第76号までの各議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第70号の詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（小西久次）** 町田総務課長。

**○総務課長（町田啓司）** ただいま町長から、議第70号、令和6年度竜王町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の説明があったところでございますが、さらにその内容について、お手元配付の提出議案説明資料13ページの令和6年度12月補正予算概要により説明させていただきます。

主な歳出から説明いたします。

県派遣職員給与等負担金1,691万5,000円の増額につきましては、県からの派遣職員の給与等を県が先に支給した費用について、町が負担する費用でございます。

次に、総合庁舎冷却水ポンプ取替修繕費253万円の増額につきましては、総合庁舎の冷房施設に係る当該ポンプが経年劣化により故障したことによる修繕費用でございます。

次に、ふるさと納税推進費といたしまして、手数料6,303万1,000円及び業務委託料2億7,300万円の増額につきましては、現予算から6億円の寄附の増加を見込んでいることから、返礼品等に要する経費を増額するものでございます。

次に、企業誘致実施支援業務委託料300万円の増額につきましては、新たな産業用地開発を進めるに当たり、今年度から市街化編入に向けた県協議を進める中で、県からさらなる事業の確実性を求められていることから、事業者選定につながる整備基本計画を策定するための支援に要する費用でございます。

次に、通学定期補助金190万円の増額につきましては、今年度における当該補助金の申請者が昨年度の実績に基づく想定数よりも増加しているため、補助金の増額を行うものです。

次に、戸籍システム改修業務委託料231万9,000円の増額につきましては、戸籍法の一部改正により、本籍人へ記載予定の振り仮名を通知するための通知書の作成に伴うシステム構築費及び用紙印刷代分の業務委託料でございます。

次のページに移りまして、障がい者福祉制度改正に伴うシステム改修委託料165万6,000円の増額につきましては、令和7年4月施行予定の「就学前障害児の発達支援無償化に係る認定手続の簡素化」及び「同一世帯における複数児童の上限額管理」に対応するシステム改修に要する費用でございます。

次に、個人相談記録等データ化業務委託料110万円の増額につきましては、窓口業務のワンストップ化に伴う住民福祉部門の総合庁舎移転に伴い、限られた書庫を有効活用するために、これまでの相談記録等の書類をPDF化するために要する費用でございます。

次に、扶助費といたしまして、自立支援給付費4,061万円の増額につきましては、給付単価や給付件数の増加に伴い増額するものでございます。

次に、後期高齢者健診委託料148万5,000円の増額につきましては、個別健診の受診者が当初の想定を上回る見込みであることから増額するものでございます。

次に、過年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金411万2,000円の増額及び過年度出産・子育て応援交付金返還金147万2,000円の増額につきましては、令和5年度分の実績報告に基づき国に補助金を返還するための費用でございます。

次に、耕・畜・工連携バイオマス資源循環事業として合計100万円の増額につきましては、バイオガス化プロジェクトの取組を進めていくに当たり、液肥の実証を加速度的に実施していくためなどに要する費用でございます。

次に、日野川用水施設管理協議会負担金1,038万5,000円の増額につきましては、送水管路のサージタンクの漏水復旧工事及び揚水機場電動機復旧整備工事に要する費用について、日野川用水施設管理協議会に負担するための費用でございます。

次に、小口簡易資金預託金100万円の減額につきましては、小口簡易資金制度について、県の主導の下、各市町が実施している事業でございますが、本年1月に県から本制度の廃止に向けた案内があったこと、また、本町においても平成26年度以降利用実績がないことを鑑み、当該制度について廃止することとしたため、減額するものでございます。

なお、現在、中小企業者の運転資金に関する融資制度については、中小企業庁の「セーフティネット保証制度」が活用されている状況です。

次に、県単独土木建設事業負担金550万円の増額につきましては、今年度に県が行う建設事業に要する経費として、県の道路改築事業の進捗により、当初予算でお認めいただきました額との差分について増額するものでございます。

次に、南部地区消防ポンプ車庫設置工事500万円の増額につきましては、本年10月に執行しました消防ポンプ車庫設置工事の入札におきまして、予定価格の超過により不調となりましたことから、物価高騰なども考慮して改めて必要額の積算をしたため、増額とするものでございます。

次に、消火栓設置工事負担金152万1,000円の増額につきましては、綾戸地先水道管布設替工事に伴い消火栓の取替工事を併せて行うため、これに係る費用について、水道企業会計に繰出しするための費用でございます。

次に、特殊建築物定期報告修繕工事設計業務委託料223万8,000円の減額につきましては、竜王中学校の特殊建築物定期報告修繕工事設計業務委託に係る執行残について減額するものでございます。

次に、公民館排煙設備修繕工事2,086万2,000円の増額につきましては、法的に設置義務がある公民館ホール排煙設備が経年劣化により稼働しなくなったため、新規設備に更新するための費用でございます。

次に、未来につなぐふるさと交竜基金積立金6億円の増額につきましては、未来につなぐふるさと交竜寄附金の増加を見込むことから、積立金を増額するものでございます。

続いて歳入補正予算でございますが、13ページに戻りまして、主な歳入から説明いたします。

国庫支出金について、障害者自立支援給付費負担金2,113万3,000円の増額につきましては、自立支援給付費の2分の1について国が負担することにより増額するものでございます。

次に、過年度障害者自立支援給付費負担金459万2,000円の増額につきましては、令和5年度の実績報告に基づき、国が負担する額に不足が生じたので、これに係る追加交付分でございます。

次に、社会保障・税番号制度システム整備費補助金211万2,000円の増額につきましては、戸籍法の一部改正により、本籍人へ記載予定の振り仮名を通知するための通知書作成に伴うシステム構築費について国が補助する分でございます。

ます。

次に、県支出金につきましては、障害者自立支援給付費負担金1,015万2,000円の増額につきましては、自立支援給付費の4分の1について県が負担することにより増額するものでございます。

次に、地域計画策定推進緊急対策事業費補助金238万1,000円の増額につきましては、地域の農業のあり方や農地利用の姿を明確化する地域計画の策定に向けた支援としまして、県が国の補助を基に全額負担することとなっており、本年度の補助額が確定したことから、当初予算でお認めいただきました200万円との差額を増額するものでございます。

次に、基幹水利施設管理事業補助金749万円の増額につきましては、日野川用水施設である送水管路のサージタンクの漏水復旧工事及び揚水機場電動機復旧整備工事に要する費用等について、国が50%、県が18%の負担を県が一括して補助するため増額するものでございます。

次に、一般寄附金100万円の増額につきましては、令和6年10月7日付で寄附採納願が提出され、これを受け入れることとしたため増額するものでございます。

次に、未来につなぐふるさと交産寄附金6億円の増額につきましては、寄附の増加を見込むため増額するものでございます。

次に、財政調整基金繰入金249万2,000円の増額につきましては、今回の補正予算に伴う一般財源所要額に係る繰入れ分でございます。

次に、未来につなぐふるさと交産基金繰入金3億7,569万2,000円の増額につきましては、令和6年度一般会計当初予算時において、令和5年度の未来につなぐふるさと交産寄附金の見込額として4億4,952万円を計上し、同額を今年度の一般会計への繰入金としてお認めいただいておりますところ、令和5年度の同寄附金の決算額が4億8,021万2,500円となりましたので、この差額を繰入れするとともに、今回の補正予算に伴う一般財源所要額について、3億4,500万円を繰り入れることから、合計3億7,569万2,000円を増額するものでございます。

次に、諸収入としまして、後期高齢者医療負担金等返還金377万4,000円につきましては、令和5年度の市町負担金の精算に伴い、広域連合から返還が生じたため増額するものでございます。

次に、後期高齢者医療広域連合受託金134万9,000円の増額につきまし

ては、高齢者健診受診者数増加に伴う後期高齢者医療広域連合からの受託金の増加によるものでございます。

次に、バイオマス資源循環事業協力金100万円の増額につきましては、「竜王町バイオマス産業都市構想における液肥堆肥農業実証実験に係る負担についての措置に関する協定書」に基づき、ダイハツ工業株式会社から協力金を頂けることから増額するものでございます。

次に、町債につきまして、基幹水利施設保全管理事業債300万円の増額につきましては、日野川用水施設である送水管路のサージタンクの漏水復旧工事及び揚水機場電動機復旧整備工事に要する費用等につきまして、町が負担する2割分について、起債による90%の充当が可能であることから、当該費用について増額するものでございます。

次に、防災対策事業債380万円の増額につきましては、南部地区消防ポンプ車庫設置工事500万円の増額分について、起債による75%の充当が可能であることから、当該費用について増額するものでございます。

次に、公民館維持修繕事業債1,560万円の増額につきましては、公民館排煙設備修繕工事費2,086万2,000円の増額分について、起債による75%の充当が可能であることから、当該費用について増額するものでございます。

次に、14ページの繰越明許費でございますが、令和7年度へ繰り越して実施する事業を記載しております。これらは、事業の進捗等により、令和6年度末までに完了できない見込みとなっているものでございます。

次に、債務負担行為補正でございますが、来年度における業務の実施に向けて、円滑な事業の実施を図るため、今年度中に契約等に係る事務処理を行う必要があることから追加するものでございます。

最後に、地方債補正でございますが、先ほど歳入において説明しましたとおり、事業実施の財源とするため追加及び変更を行うものでございます。

以上、令和6年度竜王町一般会計補正予算（第7号）の説明といたします。

○議長（小西久次） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議員派遣について

○議長（小西久次） 日程第12 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

竜王町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派

遣することにはいたしたいと思います。

なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告していただくようお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 1 時 3 5 分